

袖ヶ浦市観光協会 広告バナーの募集要項

袖ヶ浦市観光協会ではホームページに掲載する広告を次のとおり募集します。

応募につきましては、下記の「広告掲載取扱い」をご確認の上、お申し込みください。

1. 表示サイズ:横 150px x 縦 60px
2. ファイル形式:JPEG、PNG、GIF(アニメーションは不可)
3. 広告掲載枠:10枠
4. 広告掲載位置:袖ヶ浦市観光協会トップページのフッター
【参考:令和5年度トップページビュー数】
154,821件(県別割合:東京 40%、千葉 35%、埼玉 6%、北海道 6%、
神奈川 4%、大阪 3%、茨城 2%、栃木 2%、その他 2%)
5. 掲載期間:原則として1年単位(年度ごとの更新、取りやめの申し出がない場合は自動継続とする)
6. 掲載料金:1 枠/1 ヶ月あたり
観光協会員 5,000 円(税込)
協会員外 8,000 円(税込)
7. お支払い:広告をアップした月から3月末までの月数を一括前納
8. 原稿作成:作成費用も含め、広告主でご用意ください。
9. 掲載に係る詳細事項:
 - 掲載基準日は毎月1日
 - 掲載満了日は月末
 - 掲載申し込みは基準日の14日前まで
 - 掲載料の支払は申し込み月の月末まで
 - 掲載料の支払が確認できなかった場合はすでに掲載がされていても終了することがあります
 - 契約途中で解約の申し出があったときは、掲載を中止し、納入済の掲載料は返納いたしません
 - 広告掲載申し込み及び取りやめは所定の書面を提出してください
 - 申し込み及び取りやめの書面は郵送・FAX・メールにて受付をいたします <メールアドレス info@sodegaurakanko.org>
 - WEB バナー申し込みを頂いたのち、申し込み内容を審査・承認後、掲載致します。尚、審査後、否認の場合、否認理由は明示致しません
10. お申し込みから掲載開始まで
 - (1)協会へホームページバナー広告掲載申込書を提出

- (2)協会へバナー画像を提出
- (3)協会による掲載可否の審査
- (4)協会から掲載決定通知書の送付
- (5)指定期日までに申込者による掲載料金の支払い
- (6)バナー広告掲載開始

11. 注意事項:

次の各号に該当するものは掲載できません。

- ①法令に違反するもの
- ②公序良俗に反するおそれがあるもの
- ③政治的活動に関するもの
- ④社会の秩序をびん乱するおそれのある宗教的活動に関するもの
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- ⑥法人住民税を滞納している法人、住民税を滞納している自営業者の広告
- ⑦意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- ⑧人権を侵害するおそれのあるもの
- ⑨青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- ⑩誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- ⑪著しく袖ヶ浦市観光協会のホームページの調和を損なうと認められるもの
- ⑫袖ヶ浦市観光協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- ⑬閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- ⑭前各号に掲げるもののほか、袖ヶ浦市観光協会の信用及び信頼性、並びに行政広報の公共性及び公益性を損なうおそれがあるなどの理由により、ホームページに掲載する広告として適当でないと袖ヶ浦市観光協会が認めるもの

12. 広告掲載時の免責事項

- (1)申込に定められた広告掲載期間について、袖ヶ浦市観光協会がその全部または一部を履行できなかった場合、期間を延長して残部を履行するものとします。
- (2)袖ヶ浦市観光協会の責に帰さない事由によって履行が出来なかった場合、袖ヶ浦市観光協会は免責されます。
- (3)申込者は、次に掲げる理由によりバナー広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめご了承ください。
 - ①ホームページの更新、修正等のための停止

②サーバーおよび通信回線等の点検、障害等による停止

(4)前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害等を袖ヶ浦市観光協会に請求することは出来ないものとします。

(5)広告の掲載または広告不掲載に関する一切の責任は、申込者が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、袖ヶ浦市観光協会は賠償する責を負いません。